

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。但し、「変更不可」の指示がある処方及び麻薬、抗がん剤については対象外とする。

いずれの項目についても、薬剤師の判断と責任の下で医薬品の安全性ならびに患者の利便性に配慮して行うこと。服用方法・価格等、必ず患者に説明し同意を得ること。

なお、本プロトコールは合意締結した保険薬局のみ有効である。

(1) 変更調剤

① 同一成分の銘柄変更

例)「フォスブロック錠 250mg」⇔「レナジェル錠 250mg」(先発品→先発品)

例)「ランソプラゾール OD 錠 15mg」⇔「タケプロン OD 錠 15mg」(後発品→先発品)

② 同一成分の剤形変更

- 剤形の変更については内服薬および貼付剤に限る。ただし、内服薬→貼付剤、貼付剤→内服薬の変更は不可。

例)「ホスレノール細粒 250mg」⇔「ホスレノール OD 錠 250mg」

例)「アムロジン錠 5mg」⇔「アムロジン OD 錠 5mg」

例)「ミヤ B M 細粒」⇔「ミヤ B M 錠」

③ 同一成分の規格変更

例)「アテレック錠 20mg 1 回 0.5 錠」→「アテレック錠 10mg 1 回 1 錠」

例)「アムロジン OD 錠 5mg 1 回 2 錠」→「アムロジン OD 錠 10mg 1 回 1 錠」

例)「マイザー軟膏 0.05% 5g 2 本」→「マイザー軟膏 0.05% 10g 1 本」

例)「ワーファリン錠 1mg 1 回 2.5 錠」

→「ワーファリン錠 1mg 1 回 2 錠、ワーファリン錠 0.5mg 1 回 1 錠」

- ただし、規格によって適応病名が異なる薬剤に関しては疑義紹介を行うこと。

＜規格と適応症に注意が必要な薬剤の例＞

○サムスカ

	錠7.5mg OD錠7.5mg 顆粒1%	錠15mg OD15mg	錠30mg OD30mg
心不全における体液貯留	○	○	—
肝硬変における体液貯留	○	—	—
SIADHにおける低ナトリウム血症	○	○	○
常染色体優性多発性のう胞腎	○	○	○

○：効能あり ×：効能なし

○メインテート

	錠0.625mg	錠2.5mg	錠 5 mg
本態性高血圧（軽度～中等度）	—	○	○
狭心症	—	○	○
心室性期外収縮	—	○	○
虚血性心疾患又は拡張型心筋症に 基づく慢性心不全	○	○	○
頻脈性心房細動	—	○	○

○：効能あり ×：効能なし

(2) 処方日数（数量）

① 日数の短縮

- 薬局において残薬が確認された場合、次回処方日までの処方日数（数量）を薬剤師の責任で減数（減量）することを可能とする。原則として、処方日数（数量）をゼロにすることはできない。ただし、調剤薬局と病院との間で、当該処方日数（数量）をゼロにすることについて別途同意がなされている場合は、この限りではない。減数（減量）する場合は、患者の手持ちの残薬量がおよそ7日分程度残るよう、余裕を持った日数を設定すること。

例) 「カルタン錠 500mg 6錠 1日3回毎食直後 14日分」→「カルタン錠 500mg
6錠 1日3回毎食直後 1日分」

② 日数の適正化

- 「週1回」または「月1回」服用する薬剤や、「1日おきに服用」、「透析日」、「月・水・金」等指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化。

例)「ボナロン錠 35mg 1錠 1日 1回起床時 14日分」→「ボナロン錠 35mg 1錠 1日 1回起床時 2日分」

例)「アムロジン OD 錠 5mg 1錠 1日 1回非透析日のみ服用 7日分」→「アムロジン OD 錠 5mg 1錠 1日 1回非透析日のみ服用 4日分」

- フランドルテープやピソノテープなどの貼付薬が、内服薬と同様に連日使用されるにもかかわらず、他の薬剤と異なる日数で処方されている場合の処方日数の適正化。

例)「フランドルテープ 40mg 2枚 貼付 1日 1回 (1回1枚)」他の内服薬は 14日分→「フランドルテープ 40mg 14枚 貼付 1日 1回 (1回1枚)」

- 投薬期間に上限がある医薬品が、その上限を超える日数で処方されており、備考欄に特殊事情の記載がない場合、処方日数をその医薬品の投薬期間の上限の日数に減数(減量)することを可能とする

例)「サイレース錠 1mg 1錠 1日 1回就寝前 35日分」→「サイレース錠 1mg 1錠 1日 1回就寝前 30日分」

- 残薬等の理由で処方日数の減数を行い、後日、残薬の消費により処方日数が必要日数に満たないと判断される場合に投与日数を適正化することを可能とする。

(3) 用法

① 用法の変更

- 薬事承認されている(添付文書上の)「用法」以外の内容が処方箋に記載されており、間違いが明らかな場合や、薬学管理ならびに薬物療法上も合理性があると薬剤師が判断できるもの。ただし、1日服用回数の変更は不可。

例)「ベイスン OD 錠 0.3mg 3錠 1日 3回毎食後」→

「ベイスン OD 錠 0.3mg 3錠 1日 3回毎食直前」

例)「ボナロン錠 35mg 1錠 1日 1回朝食後」→

「ボナロン錠 35mg 1錠 1日 1回起床時」

例)「エパデール S600 3包 1日 3回毎食後」→

「エパデール S600 3包 1日 3回毎食直後」

例)「葛根湯 7.5g1日 3回毎食後」→「葛根湯 7.5g1日 3回毎食前」

- ただし、患者面談上、処方医の意図により用法を変えていると薬剤師が判断できるものについては用法を変更しないこと。

② 用法の追記

- 外用薬の用法で、適用する部位等の記載が不十分な場合については薬剤師が患者に使用部位等を確認し、処方箋の備考欄に追記することができる。

(4) 一包化・粉碎・混合調剤

- ① 患者の希望、あるいはアドヒアランス不良が一包化等行うことで改善されると判断できる場合、安定性のデータに留意し、患者に十分な説明を行ったうえで調剤を可能とする。但し、一包化・粉碎・混合加算を算定する場合は、患者に説明し同意を得ること。
- ② 過去に疑義照会で一包化等指示の追加が確認済みであり、次回以降の処方に一包化の指示が反映されていないものについても省略可とする。

情報提供の方法

- ① 疑義照会の省略又は簡素化を行った場合は、調剤後速やかに、修正後の処方箋のコピーをFAX する等の方法で情報提供を行う。
- ② 情報提供した内容は、必ず患者の「お薬手帳」にも記載する。また、薬剤師は患者に対して、毎回の診察時に「お薬手帳」を主治医に提示する旨を徹底する。

※FAX 送信時には、備考欄に簡素化プロトコルを適用した旨を明記してください。

各施設の FAX 送信先

矢吹病院	023-682-8567
本町矢吹クリニック	023-615-1866
天童温泉矢吹クリニック	023-656-9812
南陽矢吹クリニック	0238-49-8226